# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認青森地方第三者委員会分

1.	今回(	のあっ	せん	等(	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

## 青森厚生年金 事案 832

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月21日から同年5月1日まで ねんきん特別便の年金記録を確認したところ、昭和45年4月21日 から同年5月1日までの期間が未加入期間との回答だった。

しかし、私は、昭和 45 年 4 月 21 日付けでA社B支店から同社C支店への転勤辞令が発令され、同年 5 月 1 日に異動した。また、私と一緒に転勤した元同僚も同じ状況であったが、私の転勤辞令の控えにより、第三者委員会で記録訂正されているので、私の申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している昭和 45 年 4 月 21 日付けの転勤辞令の控え、A 社が作成した社員カード及び雇用保険の加入記録並びに元同僚の証言から判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し(同社 B 支店から同社 C 支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述及び元同僚の証言から判断すると、昭和45年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和45年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000

円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は当時の資料が無く不明であるとしており、このほ かに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと 判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 青森国民年金 事案 699

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、日本年金機構から納付事実が確認できない旨回答があった。申立期間については、昭和46年\*月に20歳になったときに市役所から通知が届き、私の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しているはずであり、保険料が未納となっていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母が国民年金の加入手続を行い、その母が 20 歳からの国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 50 年 11 月 17 日以降にA市から払い出され、申立期間のうち、46年 11 月から 47年 4月までの期間は厚生年金保険の被保険者であったため、同年 5月 25日(平成 18年 7月 26日に記録訂正により、昭和 47年 5月 26日に変更される。)に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時は国民年金に未加入であり、現年度納付することはできなかったものと考えられる。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 46 年 11 月から 50 年 11 月までの期間にA市に払い出された手帳記号番号を確認したが、申立人に対し、現在の手帳記号番号以外に払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 11 月 17 日時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度保険料及び特例納付によることとなるが、申立人には遡って保険料をま

とめて納付した記憶は無い上、申立人に係る当該期間におけるオンライン記録、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び市町村の国民年金被保険者名簿には、保険料を過年度納付及び特例納付した形跡は見られない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

このほか、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 833 (事案 709 の再申立て)

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から同年12月31日まで

A社B店での標準報酬月額は3万6,000円であったが、転勤後の同社 C店での標準報酬月額が2万4,000円と減額されていることに納得でき ないとして、第三者委員会に申立てを行ったが、記録を訂正することは できないとの通知を受けた。

今回、転勤前のA社B店で給与の算定に関わっていた元上司一人と同社C店の元同僚5人を新たな証人として再申立てをするので、減給措置に該当する正当な理由があったのかを確認した上で、もう一度判断してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社から提出された厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員資格喪失届に記載されている標準報酬月額並びにD年金連合会(A社は平成14年11月19日に厚生年金基金を解散)から提出された厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額及び中途脱退者記録照会(回答)の報酬給与額は、オンライン記録と一致していること、ii)当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録と一致している上、遡及して訂正されているなどの不自然さは見当たらないこと、iii)申立人は給与明細書等の厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保有していない上、事業主は、「厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員資格喪失届以外の書類は無い。」と回答しており、申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除さ

れていたことを確認することはできないこと等から、既に当委員会の決定 に基づく 23 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が 行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな証人として転勤前のA社B店の元上司一人と同社C店の元同僚5人の名前を挙げているものの、同社B店の元上司は、「申立人とはB店で一緒に働いていた。自分は、C店に勤務していないので詳しいことは言えないが、E業務としての仕事の内容は変わらないはずだし、同じ会社なので給与面も変わるはずはなかったと思う。申立人のB店及びC店における厚生年金保険料の控除については、事務的な面にタッチしていないので分からない。」と供述し、同社C店の元同僚5人のうち、一人は死亡し、一人は個人を特定することができず、所在の確認できた3人は、いずれも「申立人がE業務として勤務していたことは覚えているが、厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける関連資料及び証言を得ることはできなかった。

なお、口頭意見陳述において、申立人は、A社のデータを確認してほしいと主張しているが、上述のとおり事業主は、「厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員資格喪失届以外の書類は無い。」と回答している。

以上のことから、今回の申立人の主張は、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められないこと、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 834

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月頃から同年5月11日まで

② 昭和45年5月15日から同年7月1日まで

③ 昭和45年10月1日から46年3月頃まで

④ 昭和46年3月頃から同年6月頃まで

申立期間①から③までについて、A社での厚生年金保険の加入記録が 1か月となっているものの、B県のC工事においては、冬期間の雪によ る道路事情から、昭和45年12月から翌年2月中旬までの期間はD地域 に出張して工事をしていたので、46年3月頃まで勤務したと思う。なお、 健康保険を使ってE市のF医院に通院した記憶もある。

申立期間④については、A社を退社し、昭和46年3月頃にG社に採用され、H業務の仕事をした記憶がある。同事業所には、以前、一緒に勤めていたI社の先輩から紹介され就職したものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、複数の元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、当該事業所は昭和46年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、47年3月に解散している上、当時の代表取締役及び実質上の事業主であった役員は共に所在不明であり、連絡の取れた当時の常務は、「当時の関係資料は無い。申立人の名前は覚えていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた元同僚二人のうちの一人は、「申立人を知らない。」と供述し、もう一人は、「冬期間はD方面まで行き春先まで一緒に

働いていたが、申立人の保険料控除については分からない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の被保険者原票から、申立期間のいずれかに勤務していた元従業員で連絡の取れた4人のうち、3人は、「申立人を知らない。」と供述し、他の一人は、「自分が働き始めた昭和45年2月頃から46年春頃まで申立人とは一緒であったと思うが、申立人は、度々休む人であった。また、申立人の厚生年金保険料の控除についてまでは分からない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、当該事業所には従業員が約16人いたと述べているところ、当該事業所の被保険者原票の記録における申立期間①前後の厚生年金保険被保険者数は11人、申立期間③頃の被保険者数は9人となっていること踏まえると、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

申立期間④について、元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないも のの、申立人がG社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、当該事業所は平成4年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、10年12月に解散している上、当時の事業主及び事務をしていた妻は既に死亡し、連絡の取れた役員の一人は、「会社の関係資料は一切無く、申立人については何も分からない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、前記の元同僚は、「申立人は休みがちであったので、事業主は厚生年金保険の取扱いについて様子を見ていたのではないかと思われる。」と供述している上、申立人が名前を挙げた元同僚は、「申立人を事業所に紹介したことは覚えているが、いつ紹介したのかは覚えていない。厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の社会保険事務等を委託していたとされる労務管理 事務所に照会したが、「昭和 51 年頃から受託したと思うが、当時の関係資 料が無く分からない。」と回答している。

加えて、当該事業所の被保険者原票を確認したが、申立期間において、 申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。